

令和7年度 第2回  
市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和7年12月18日(木)  
午後1時30分～午後2時30分  
第1庁舎5階 第3委員会室

出席委員(五十音順)

青木薫子委員	新井るり子委員	岡本宜幸委員	栗林隆委員	佐々木森雄委員
高木資郎委員	高橋佳子委員	忠岡信彦委員	戸田悦子委員	長田里美委員
西村敦委員	廣田徳子委員	松丸陽輔委員		

以上13名

○事務局

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。はじめに3点ご報告がございます。

1点目、本日は半数以上の委員にご出席をいただいておりますので「市川市国民健康保険運営協議会規則」第5条第2項により会議は成立しております。

2点目、本協議会は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開とされており、本日、非公開とする議題はございませんので、すべて公開となります。

3点目、本日の会議の傍聴者はありません。以上でございます。

続きまして、次第2「諮問」に移ります。

○横山部長

市川市国民健康保険協議会会長栗林隆様、「市川市国民健康保険税条例の一部改正について」市川市国民健康保険税条例の一部改正に関し、国民健康保険運営協議会の意見を伺いたく、市川市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき諮問します。

○事務局

それではこれより議事の進行を栗林会長にお願いしたいと思います。

○栗林会長

それでは議事を進めてまいります。はじめに「市川市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

○生澤課長

子ども・子育て支援金について、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。はじめに、本日の諮問内容ですが、子ども・子育て支援法の改正により、令和8年度から医療保険料に上乘せする形で「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されることから、市が提案する本市の国民健康保険の課税方式と保険税率について、本協議会のご意見を伺うものです。

資料2ページをご覧ください。子ども・子育て支援金の概要ですが、本支援金は国が少子化対策を強化するために策定した「子ども・子育て支援加速化プラン」を支える財源となるもので、被保険者が加入する医療保険料に上乘せされる形で徴収されます。なお、18歳以下の高校生までは全額軽減され、実質的な負担はありません。支援金は令和8年度から徴収が開始され、令和10年度にかけて段階的に引き上げられることとなっており、こども家庭庁の試算では、国民健康保険加入者の1人あたりの平均負担額は令和8年度が月額250円、9年度が300円、10年度が350円と示されています。

資料3ページをご覧ください。提案事項1点目となります「課税方式」です。国民健康保険税には、前年の世帯所得に応じて課税する「所得割」、被保険者1人あたり定額を課税する「均等割」、1世帯あたり定額を課税する「平等割」の3つの課税区分があります。子ども・子育て支援金の課税にあたっては、県から「子ども・子育て支援金制度の趣旨から、18歳以下の子どもを含む世帯に対して課税する平等割は馴染まない」として「市町村の特段の事情がなければ、所得割と均等割の2方式」が強く推奨されています。本市では、県の強い推奨を踏まえ調査・検討した結果、平等割を加えた3方式では、本市の加入者の大部分を占める1人世帯の課税額が割高になり公平性を欠くこと、県の推奨を受け、県内大部分の市町村が2方式を予定していることなどから、本市においても「所得割」と「均等割」の2方式を予定することとしたものです。

資料4ページをご覧ください。提案事項2点目の「保険税率」です。「子ども・子育て支援金」については、毎年度、県から年間の納付額とこれを賄うために必要となる標準保険税率が示されます。

令和 8 年度は、納付額が 約 2 億 9 千万円、標準保険税率は、所得割が 0.23%、均等割が 2,018 円と示されています。本市では、国民健康保険の収支悪化を防止する観点から、標準保険税率に準じて所得割を 0.23%、均等割を 2,100 円とする保険税率を予定しています。なお、この保険税率による試算では、18 歳以上の被保険者 1 人あたりの平均負担額の目安は月額 347 円、年間 4,164 円となっています。

資料 5 ページをご覧ください。課税限度額と軽減判定所得基準についてご説明します。国民健康保険では、高所得世帯の課税額が青天井とならないよう「課税限度額」が、また、低所得世帯の保険税負担の軽減を図るため、均等割と平等割を 7 割・5 割・2 割軽減する「軽減判定所得基準」が設けられています。「課税限度額」は、政令で定める金額を上限、「軽減判定所得基準」は、政令で定める基準に従うこととされています。子ども・子育て支援金の「課税限度額」「軽減判定所得基準」は、令和 8 年 3 月末に公布される政令に基づき定めることとなります。なお、令和 7 年度現在の課税限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で 109 万円となっています。一方、軽減判定所得基準では、1 人世帯の場合、所得額 43 万円以下が 7 割軽減、73 万 5 千円以下が 5 割軽減、99 万円以下が 2 割軽減となっています。

資料 6 ページをご覧ください。所得額別の負担額の目安の一覧表になります。上段は 1 人世帯、下段は 2 人世帯です。上段の 1 人世帯で所得額が 99 万円の場合、均等割が 2 割軽減され年税額は 2,900 円、月あたりでは 242 円の負担となります。また、下段の 2 人世帯で所得額 155 万円の場合、均等割が 2 割軽減され世帯の年税額は 5,900 円、月あたりでは 492 円の負担となります。

資料 7 ページをご覧ください。今後のスケジュールとなります。本日の会議で頂きました意見等を取り纏め、今月中に市長に答申を行います。市では答申を踏まえて「市川市国民健康保険税条例」の一部改正議案や「令和 8 年度予算案」を編成して 2 月議会への提出を予定しています。その後、令和 8 年 7 月上旬には「子ども・子育て支援金」が加えられた「令和 8 年度の国民健康保険税納税通知書」を被保険者の方に発送する予定となっています。

続きまして、参考資料をご覧ください。こちらは子ども家庭庁が作成した資料となります。

右上のページ番号 1 ページをご覧ください。このページは、国が少子化対策を強化するために策定した「子ども・子育て支援加速化プラン」の施策をまとめたものとなっています。「加速化プラン」は、大きく 3 つの項目に分類されており、上段の「若い世代の所得向上に向けた取り組み」、左下の「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、右下の「共働き・共育の推進」に区分けされ、施策が取り纏められています。

2 ページをご覧ください。こちらは、各施策の実施スケジュールとなっています。最上段の「児童手当の抜本的拡充」は、令和 6 年 10 月から実施されており、今年 4 月からは「妊婦のための支援給付」や「出産後休業支援給付」「育児時短就業給付」が実施されています。また、来年度からは「子ども誰でも通園制度」や「保険料免除措置」が予定されています。

3 ページをご覧ください。こちらは、「子ども・子育て支援金制度」により拡充される給付のあて先となります。0 歳から 2 歳までの乳児については、拡充分の給付が 51 万円追加され、全体で 103 万円の給付となっています。また、これまで 16 歳から 18 歳の高校年代には給付がありませんでしたが、子ども・子育て支援金制度の導入により、児童手当が 47 万円給付されることとなっています。

5 ページをご覧ください。こちらは、子ども・子育て支援金の医療保険ごとの按分イメージとなっています。はじめに納付金の総額を、後期高齢者と現役世代で按分、その後、国民健康保険と被用者保険で按分、最後に中小企業従事者を中心とする協会けんぽと、大企業従事者を中心とする健保組合、公務員を中心とする共済組合等で按分するというものです。令和 10 年度以降、全国の市町村国民健康保険で毎年 3,000 億円程度の納付金を負担する見通しとなっています。説明は以上となります。

○栗林会長

ありがとうございました。今日、市長から本協議会への諮問を受け、この協議会の意見を取りまとめて出ささせていただくということで、委員の皆様のご意見を踏まえて、来年 2 月の議会で議論されていくということでございます。それでは本制度に関して、ご質問、ご意見、コメントなどありますでしょうか。

○廣田委員

現在の社会状況を鑑みた場合、少子化対策は重要であると認識しています。しかし、少子化対策の財源を「子ども・子育て支援金」として、社会保険料に上乗せする形で捻出することについては大変疑問に思っております。

「子ども・子育て支援金」は、国による「子ども・子育て支援法」の改正により導入された制度であるため、市ではどうすることもできないこと、裁量などの余地がないことは十分理解していますが、本来これは国の税金で賄うべきものであると思いますし、今後、市として市長会等を通じて、制度の見直しなどを要望していくことはできないでしょうか。

○生澤課長

国は、少子化・人口減少は我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであるとして「子ども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む法律を令和 6 年 6 月に成立させました。

社会保険料で支援金を拠出することについては、少子化対策や子育て支援は子どもたちが将来大人になり、この社会を支え、社会保障の担い手となるなど、その恩恵は将来的には社会全体にいきわたり、子ども・子育て支援金制度によってメリットを受けるのは子育て世帯だけではなく、独身の方や既に子育てを終えた方も含めた全世代が恩恵を受けることとなるためとしています。

本市におきましても、法律の規定に従って「子ども・子育て支援金」にしっかり対応しつつ、国民健康保険は被用者保険等と比べて一般的に保険税負担が重いとされていることから「子ども・子育て支援金」を含む保険税負担が一層軽減されるよう、市長会等を通じて国に国民健康保険への財政支援の拡充を求めていると考えています。

○廣田委員

お伺いして、社会全体で支えていかなければならないということは分かりました。

なお前回、外国人の話が出されていたと思いますが、今の日本は外国人労働者にも支えられているのではないのでしょうか。外国人は若い方が多く、医療費もかなり少ないのが現状です。これからは共生していかなくてはならないと思いますが、18 歳以上のすべての国民に子ども・子育て支援金の財源をとというのは、目的外だと考えております。ぜひ国への要望をお願いします。

○栗林会長

ありがとうございます。ほかにご質問、コメントなどありますでしょうか。

○松丸委員

国の法律が変わって各市が全て対応しているという現状であるのかという点をご説明いただきたいのと、「市川市は他市と違う」ということは可能なのか、必要な部分は当然、捻出をしなければいけないと思っておりますが、国から降りてきた内容をそのままの形でやってくださいということが税率も含めてほぼ決まっていて、ここで確認して、これで良いですよというための会議なのかをご説明頂ければと思います。

○生澤課長

「子ども・子育て支援金制度」につきましては、自治体ごとに異なるということはありません。

国民健康保険に限らず、社会保険、民間企業にお勤めされている方であれば企業の保険に入っておりますが、そういった方々も含めて、全ての保険に加入されている方が皆さんで負担いただくという形になっております。市の裁量というところはほぼ無い部分であり、今回諮問しております税率の部分や課税方式、先ほど2方式や3方式というお話をいたしました、その辺をどういう形で課税していくかという、そのあたりの方法だけとなっております。税率を上げる、下げるという点は裁量がありますが、県からは「市川市は子ども・子育て支援金でこれだけの額を納付してください」という金額が示されますので、逆に税率を低くしてしまいますと、皆様からお預かりしている子ども・子育て支援金では賄いきれなくなり、結果的に、国民健康保険に加入していない方が納めた税金の中からも、捻出しなければいけないということになりますので、国民健康保険について、市川市はこれだけの金額を納めてくださいというものに関しては、国民健康保険の加入者の中で何とか捻出しようという形で今回、標準税率という形でご提案させていただきました。

○栗林会長

国の法律に沿ったものであるということと、資料の4ページにもあるとおり千葉県から市川市に対して2億9000万円を納付してほしいということが決まっております、これをどのように徴収させていただくかという、その方法論といったところにならざるを得ないところがあります。制度としてここまでは決まっています、市の裁量としては資料1ページの黄色い部分、千葉県から示された2億9,000万円をどういうふうに徴収させて頂くかについてぜひ本協議会のご意見を頂きたいということです。所得割を下げても均等割を上げるとか、本市は平等割がございまして平等割にも求めるとかそういったところに裁量権はあるのですが、所得割が0.23%、そして均等割が2,100円という案で実行をすれば、千葉県から求められている2億9,000万円を調達できるとなりますが、これでいかがでしょうかということになります。

○西村委員

国の指針と県の考え方があってとのことですが、所得割0.23%、均等割2,100円というのは、県からこのように示されたいと示されているということでしょうか。

○生澤課長

所得割0.23%につきましては県のほうから「市川市の標準保険税率はこのパーセンテージです」と示されたものになります。均等割については県から示された金額が2,018円となっております、これを切り上げて2,100円としてご提案させて頂いております。

○西村委員

均等割については所得の低い人が7割・5割・2割軽減されていますが、所得が低いために軽減されているのであり、そこに均等割を持っていくところに違和感を覚えています。軽減されている世帯の負担を少しでも軽くするために、その分を高所得の人へ回すという考えは出来ないものでしょうか。

○事務局

県が示す標準保険税率につきましては、市川市の様々な国民健康保険のデータを提供しまして、県で計算をするという形になっております。基本的に医療保険制度につきましては、現在は法律の規定というものがありませんが、いわゆる応益割、医療保険に加入していることで受けるメリットに対して負担するもの、それと応能割、加入者の所得状況によって能力のある人には相応の負担をしていた

だくというところもバランスを取って計算されたものがこの金額になっております。そういう意味ではこの部分をベースとして、所得の低い方については保険税負担の軽減を図るということで7割・5割・2割軽減しています。この軽減した分につきましては公費、国・県・市で穴埋めするというので、例えば所得が低い人が多く加入している国民健康保険において財政状況が非常に苦しくなる、とはならないような形で制度設計されております。

#### ○西村委員

大体分かりました。なお、この施策自体はもう既に始まっているもので、その財源ということだと思いますが、国のほうでは物価高対策ということで国会での補正予算が組まれましたけれども、国民1人当たり何千円かの物価高騰分を何とか支給するという中で、それが丸々こういうことで無くなってしまうというのは少し寂しい感じもしますので、こういった制度も必要ですが、ぜひ無駄を省くような、そういった自助努力と言いますか、そういったところも更に厳しく反映して、負担を軽減させて頂きたいという意見でございます。

#### ○新井委員

均等割2,018円を四捨五入して2,100円にするということですが、他の税率を見ると円まできちんと書いてあるところ、ここはざっくりと2,100円になっています。82円上がっていることになるわけですが、2億9,000万円から余るということにならないのでしょうか。

#### ○事務局

100円単位としている点に関して、税金を計算するとき最終的には100円未満を切り捨てますが、ベースとなる単価はすべて100円単位で設定させて頂き、そこから様々な軽減などを計算して最終的に100円未満切り捨てということで金額を出しておりますので、税金全般として100円単位で出されている点になぞらえて、今回2,100円という金額にさせて頂きました。なお、標準保険税率から82円多い点について2,000円と2,100円で試算をいたしました。どうしても市川市は収納率が低く92%ほどであり、2,018円という金額は収納率95%ほどで計算されたものであるため、2,000円とした場合は赤字が出てしまうということで、今回2,100円にさせて頂いたという状況です。また、市川市は現在それ以外の部分はかなり不足しており赤字額が大きいので、今回2,100円で切り上げという形にさせて頂いております。なお、近隣市の動向を調べましたところ、市川市だけではなく大半の市が切り上げを100円単位で採用しているため、市川市だけが特別ということではございません。

#### ○新井委員

税金の収納率が92%であるので、切り上げた分はそちらに回されるということで理解しました。未納については戸田委員も毎回仰っていますが、しっかり頑張って回収しましょうということでよろしくお願いします。

#### ○栗林会長

事務局に1点確認です。市長からの諮問について皆様のお手元にも諮問書の写しがあるかと思いますが、こちらの①～④について説明をお願いします。

#### ○事務局

会長が気になされている点は③と④のところかと思われます。この子ども・子育て支援金につきましては、18歳未満の方につきましては全額軽減されて実質負担は無いという形になっておりますが、あくまでこの2億9,000万を算定する計算上は、その18歳未満の被保険者も含まれるということになっております。まず全員が基本的には2,000円を払って頂くという前提の中で、18歳未満の部分は全

額軽減しましょうということで、その分は18歳以上の大人で負担するということになっております。そのため、基本的には2,000円、プラス18歳以上の方の均等割の課税額として18歳未満の方達の分を足した2,100円という形になっております。諮問書については、いわゆる条例や法律の書き方になっている一方で、資料の方はこれを要約したものとなっております。

○栗林会長

少し分かりにくいと思ったので説明して頂きましたが、諮問書では③と④で2,000円と100円を足して、実質2,100円ということを示させて頂いたということになります。本制度は国の方針に沿って、2億9,000万円の内訳で納付をする、そのために所得割0.23%、均等割は2,000円と100円で2,100円ということです。子ども・子育て支援に資するものですからやむを得ないというような中で、当然ながら若干の批判的なご意見もあったわけですが、特に追加のご意見がなければ、今日の協議会の委員の皆様からのご発言を十分に検討させていただいた上で、答申の取りまとめは会長に一任させて頂くということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○栗林会長

ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんか。特にご意見がなければ、これもちまして、「令和7年度第2回市川市国民健康保険運営協議会」を終了します。

令和 8 年 1 月 29 日

市川市国民健康保険運営協議会

会長 栗林 隆